

おしらせ

遊休農地の解消・防止のために

農業者の高齢化や少子化などによる後継者不足により、耕作放棄地・不作付け地などの遊休農地が全国的に増加しています。

本農業委員会では、市内の遊休農地の状況を把握するため、毎年「遊休農地実態調査」を実施しています。そして、一年前の調査結果を基に、遊休地となっている農地を所有している方に、管理・耕作していただくようお願いしています。

この調査は、今年度も11月・12月に実施します。遊休農地解消・防止のため、ご理解とご協力をお願いします。

証明・許可書の交付などの見直し

自己の個人情報に対する保護意識の高まりなどを考慮し、10月1日から、農業委員会にて取り扱う証明や許可書の交付について、ご本人（同一世帯員）以外の方が交付を受けようとする場合、委任状が必要になりました。お手数をかけますが、ご理解とご協力をお願いします。

認定農業者制度をご存じですか

●認定農業者制度

意欲ある農業者が、自らの経営を計画的に改善するために作成する「農業経営改善計画」を市町村が認定し、その計画達成に向けた取組を関係機関・団体が支援する制度です。

●支援政策の集中化・重点化

新たに定められた「食料・農業・農村基本計画」では、今後、認定農

●認定農業者認定の対象と基準

対 象

意欲のある人は認定の対象となります

- 個人（男女は問わず）だけでなく法人も対象
- 新規就農をめざす非農家や兼業農家も対象
- 農地を持たない畜産や施設園芸なども対象
- 共同経営を行う夫婦なども対象（家族経営協定などの取り決めが必要）など

基 準

3つの基準

- 市町村の基本構想に照らして適切か
- 達成できる計画かどうか
- 農用地の効率的・総合的利用に配慮したものか

認 定

- 農業委員会による農用地の利用集積の支援
- 税制上の特例（割増償却制度など）
- 農林漁業金融公庫などからの融資の配慮
- 経営相談、経営分析、認定農業者どうしの交流の支援など
- 経営管理能力向上に向けた講習会の開催
- 経営改善に有益な情報の提供

業者と一定の集落営農組織に対し、制度資金や農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業などの各種政策を、集中的・重点的に支援することが明確化されました。

●組織化の準備

現在、田原市では、認定農業者間の相互研さんや、情報交換などを目的とした組織化を考えており、各地域の認定農業者の代表を交え、準備を進めています。

農業委員会委員選挙人名簿

登録申請はお忘れなく

農業委員会委員選挙人名簿は、農家の皆さんから提出していただいた申請書を基に、毎年1月1日現在で調整されます。今年は、申請書の配布・提出の方法を郵送で行うように変更しましたのでご注意ください。

提出は1月10日（火）までです。期日までに農業委員会へ届くよう、忘れずに提出してください。

標準小作料

現在の標準小作料（10アール当たり）は、表のとおりとなっています。農地の賃貸借契約をされる場合は、この標準額を目安に貸し手・借り手で話し合い、その農地に適した額を決めてください。

農地の区分	小作料の標準額（年額）
田	15,000円
畑	18,000円

平成16年3月1日施行

長い間ありがとうございました

今回の選任委員の交替に伴い、中納言三委員が退任されました。